

医療事故調査に係るガイドラインについて

- 院内事故調査の手順については、第三者機関への届け出を含め、厚生労働省においてガイドラインを策定する。

(資料2 医療事故調査の仕組み等に関する基本的なあり方(案))

1. スケジュール等について

医療事故調査に係るガイドラインについては、厚生労働省において策定することとし、(公財)日本医療評価機能機構で実施されている医療事故情報収集等事業及び(一社)日本医療安全調査機構で実施されている診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業でこれまでに得られた知見を踏まえつつ、別途、実務的な検討の場を設け、検討を進めることとする。

2. 策定すべき事項について(案)

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 第三者機関への届出に係る事項 | 届出事例を標準化するための具体的な基準や例等 |
| | | 届出をする具体的な項目や内容 |
| | | 届出方法・手続き(web入力・FAX等) |
| 2 | 第三者機関の助言に係る事項 | 医療機関に対し第三者機関が行う助言内容と方法 |
| 3 | 遺族に説明する医療事故調査制度に関する内容(仕組み・調査の流れ・同意等) | |
| 4 | 医療機関が保管する資料とその取扱い | 物品・関係書類等に係る内容 |
| | | 遺体(臓器・組織標本等)に係る内容 |
| 5 | 医療事故調査に係る具体的事項 | 医療事故調査の調査項目や内容 |
| | | 外部の支援を得る手続き |
| | | 医療事故調査の結果として報告する事項 (具体的な再発防止策や評価内容等) |
| | | 事案の発生から第三者機関への調査結果報告の期限 |
| 6 | 第三者機関調査に係る具体的事項 | 医療機関が提供する資料等の具体的内容 |
| | | 第三者機関が遺族・医療機関へ報告する調査結果 |